

## 報告事項（１）（２）（３）（４）

川口都市計画用途地域の変更について

川口都市計画特別用途地区の変更について

川口都市計画地区計画の変更について

川口都市計画防火地域及び準防火地域の変更について  
「六間通り線沿道地区」

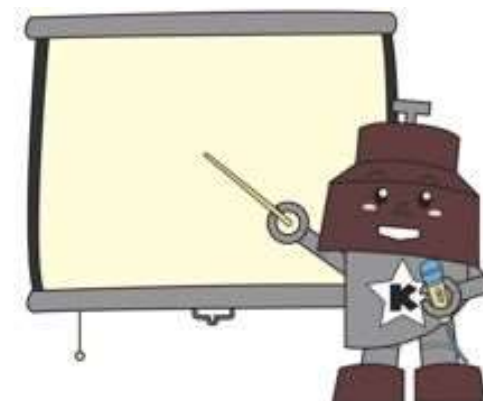
2 5 0 7 2 3 都計審 1 6 0－1

2 5 0 7 2 3 都計審 1 6 0－2

2 5 0 7 2 3 都計審 1 6 0－3

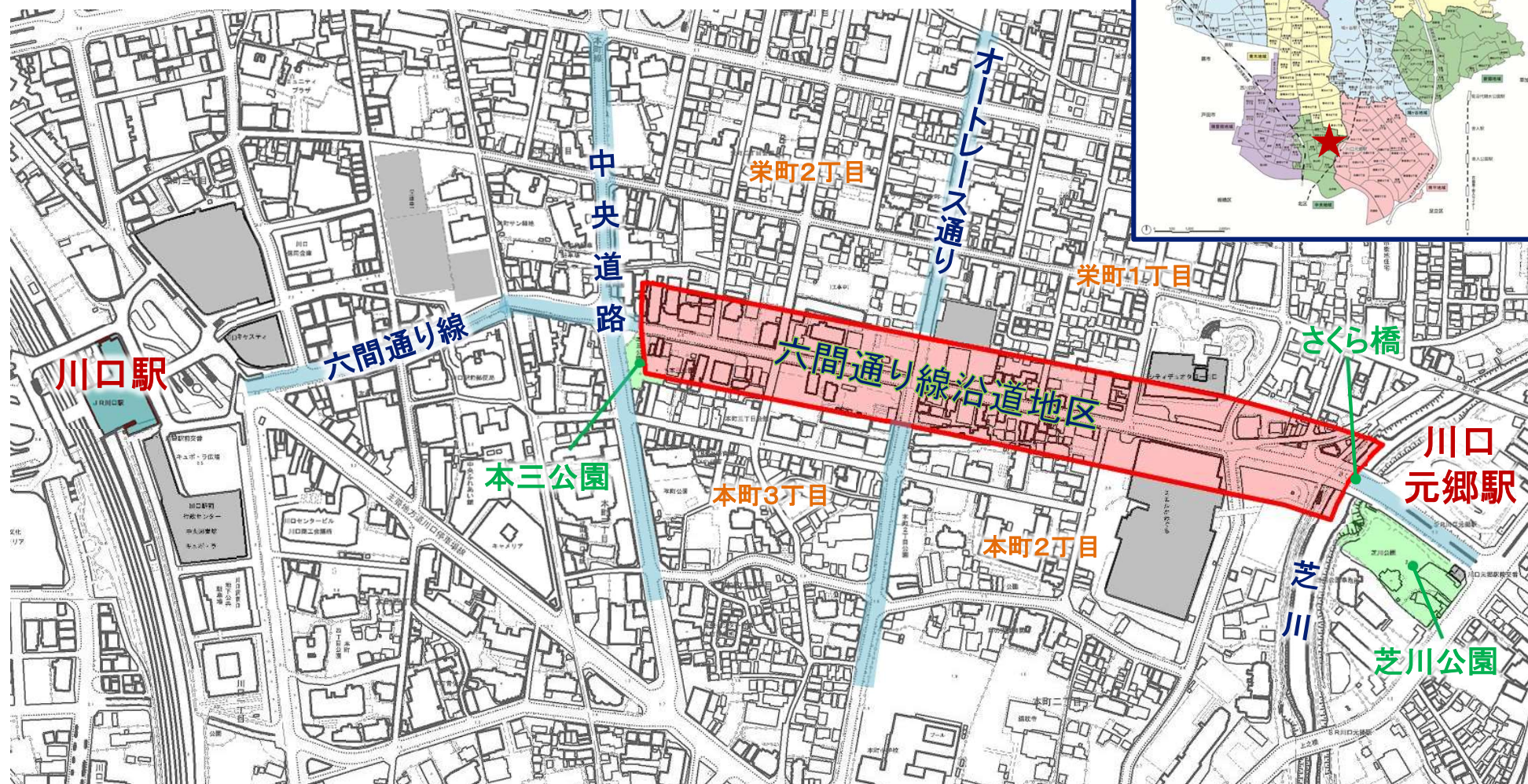
2 5 0 7 2 3 都計審 1 6 0－4

# 六間通り線沿道地区における 都市計画の変更について



◆**位置**：本地区は、JR京浜東北線川口駅から東へ約0.5kmの地点から埼玉高速鉄道川口元郷駅前を結ぶ都市計画道路の一部区間となる延長約0.6km及びその沿道を含む区域です。

◆**対象区域**：川口市本町2丁目、本町3丁目、栄町1丁目及び栄町2丁目の各一部





- ◆本市がさらなる選ばれるまちとして発展するため、現状のまちのポテンシャルの活用、社会情勢の変化及び課題への対応の観点から、川口駅を含む川口駅周辺の整備に係る新たな指針として令和4年3月に策定されました。

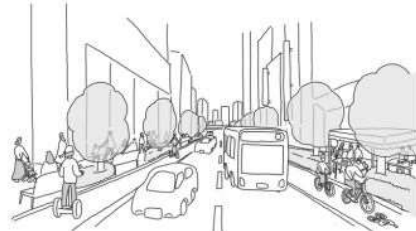


- ◆「六間通り線機能・魅力向上プロジェクト」は、川口駅周辺まちづくりビジョンにおいて、優先的に取り組むプロジェクトの1つに位置付けられています。駅間を繋ぐ乗り継ぎ環境を改善するとともに、快適で魅力的な沿道空間の創出を目指しています。



### Project 3 六間通り線機能・魅力向上プロジェクト

駅間を繋ぐ六間通り線の乗り継ぎ環境を改善するとともに、快適で魅力的な沿道空間を創出します。



#### 当該プロジェクトに関する取組方針

- 【回遊性】**
  - ③商店街と道路の一体的な利活用
  - ④歩行者の移動の円滑化と気軽に休憩できるまちなかの緑陰空間の創出
- 【交通】**
  - ②災害発生時等の備えとなる駅間移動の円滑化
  - ⑤未整備都市計画道路の整備による交通ネットワークの形成
- 【都市景観・環境】**
  - ②ゆとりと潤いのある連続的な緑化空間の形成
  - ③沿道の賑わいと一体となった統一感と活気のある街路景観の創出
- 【防災】**
  - ②防災上重要な緊急輸送道路等の機能確保による広域的な災害対応力強化

## ◆調査の目的

六間通り線沿道の今後のまちづくりの意向を把握することを目的に、沿道に土地・建物を所有する方を対象にしたアンケート調査を実施しました。

## ◆回答数・回答率

- ・配布数: 2,056件
- ・回答数: 841名(回答率: 約41%)

### 六間通り線沿道の機能・魅力向上、賑わい創出に関するアンケート調査のお願い

日頃より川口市のまちづくりにご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
本市は、令和4年3月に「川口駅周辺まちづくりビジョン」を策定し、川口駅と川口元郷駅間を繋ぐ六間通り線について、快適で魅力的な沿道空間の創出を図るものとして、優先的に取り組むプロジェクトの一つに位置付けております。  
快適で魅力的な沿道空間の創出に向けては、六間通り線沿道に土地・建物をご所有されている方のご意向を伺いながら、居心地がよく歩きたくなるウォーカブルな空間づくりを目指していきたいと考えております。つきましては、六間通り線沿道の機能・魅力向上、賑わい創出に関するアンケート調査にご協力のほどよろしくお願いいたします。



居心地がよく歩きたくなる空間のイメージ  
出典: ウォーカブルポータルサイト  
(国土交通省 URL: mlit.go.jp/toshi/walkable/)

### アンケートのご回答について

以下のいずれかの方法でご返信ください。ご協力をお願いいたします。  
◆土地・建物を複数所有されている場合でも、アンケートの回答は1回でお願いいたします。  
◆本アンケートで得た情報は、個人を識別できない形式に加工した統計データとして利用します。

【締め切り】 令和6年 12月27日(金)

【返信方法】 ① 郵送 同封の「返信用封筒」に入れ、郵便ポストへ投函(切手は不要)

② WEB 右記の二次元バーコードを読み取り WEB で回答

※WEBアンケートの回答に必要な通信料は回答する方の負担となります。

《お問い合わせ先》 アンケート調査に関するご質問等は、以下の担当までご連絡ください。  
川口市 道路街路課 建設第2係

都市計画課 まちづくり政策係

〒334-0011 川口市三ツ和1丁目14番3号

電話: 048-280-1223 FAX: 048-285-2000

《アンケート調査委託事業者》 本アンケートは日本工営株式会社委託して実施しています。

日本工営株式会社 交通都市部

〒102-8539 東京都千代田区麹町5丁目4番

電話: 03-3238-9251 FAX: 03-3238-8239

### 六間通り線沿道に関するアンケート調査のお願い

- ◆ 本アンケートは、六間通り線沿道に土地・建物を所有している方を対象に、六間通り線沿道の今後のまちづくりについてお伺いするものです。
- ◆ 土地・建物を複数所有されている場合でも、アンケートの回答は1回でお願いいたします。
- ◆ 本アンケートで得た情報は、個人を識別できない形式に加工した統計データとして利用します。

以下のいずれかの方法でご返信ください。ご協力をお願いいたします。

【締め切り】 令和6年 12月27日(金)

【返信方法】 ① 郵送 同封の「返信用封筒」に入れ、郵便ポストへ投函(切手は不要です)

② WEB 右上に記載の二次元バーコードを読み取りWEBで回答

※WEBアンケートの回答に必要な通信料は回答する方の負担となります。

WEB回答はこちら!



### 問1. あなたご自身のことについてお伺いします

- 1-1 あなたの年齢に○をつけてください。
- |         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 1. 10歳代 | 2. 20歳代 | 3. 30歳代   | 4. 40歳代 |
| 5. 50歳代 | 6. 60歳代 | 7. 70歳代以上 |         |
- 1-2 同居している方全てに○をつけてください。
- |          |              |         |               |
|----------|--------------|---------|---------------|
| 1. 一人暮らし | 2. 配偶者       | 3. こども  | 4. 親(配偶者の親含む) |
| 5. 孫     | 6. その他の親族・家族 | 7. 友人など |               |

### 問2. ご所有の土地・建物についてお伺いします

2-1 所有されている土地・建物の所在地を右図①～⑥の番号でお答えください。  
(※土地・建物を複数所有されている方は、該当する全ての番号を記載してください)

2-2 所有形態について教えてください。(複数回答可)

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 1. 土地・建物ともに自己所有 | 2. 土地のみ自己所有 |
| 3. 建物のみ自己所有     | 4. その他( )   |

2-3 主な利用形態について教えてください。(複数回答可)

|        |        |           |        |           |
|--------|--------|-----------|--------|-----------|
| 1. 事業用 | 2. 居住用 | 3. 事業・居住用 | 4. 賃貸用 | 5. その他( ) |
|--------|--------|-----------|--------|-----------|

### 問3. 現在の六間通り線の利用状況についてお伺いします

- 3-1 現在の六間通り線をどのような目的で利用していますか。(複数回答可)
- |                  |             |          |
|------------------|-------------|----------|
| 1. 沿道店舗での買い物     | 2. 沿道店舗での飲食 | 3. 通学・通勤 |
| 4. 駅等への通過経路      | 5. 公園利用     | 6. 散歩    |
| 7. 六間通り線を利用していない | 8. その他( )   |          |
- 3-2 六間通り線を利用する際の移動手段を教えてください。(複数回答可)
- |                  |                |        |
|------------------|----------------|--------|
| 1. 徒歩            | 2. 徒歩(ベビーカー利用) | 3. 自転車 |
| 4. 車いす           | 5. 自動車         | 6. バス  |
| 7. 六間通り線を利用していない | 8. その他( )      |        |

裏面に続きます。

### 問4. 六間通り線の利便性や安全性についてお伺いします

- 4-1 現在の六間通り線を歩いているときに感じることを教えてください。(複数回答可)
- |                     |                      |               |                |                 |                  |                 |                  |           |
|---------------------|----------------------|---------------|----------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|-----------|
| 1. 歩道が狭くすれ違う際に歩みにくい | 2. 歩道の舗装が凸凹していて歩みにくい | 3. 休憩できる場所がない | 4. 暑さを避ける日陰がない | 5. 歩道を走る自転車が危ない | 6. 放置自転車が多く歩きづらい | 7. 特に不便さを感じていない | 8. 六間通り線を利用していない | 9. その他( ) |
|---------------------|----------------------|---------------|----------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|-----------|
- 4-2 現在の六間通り線を自転車車で走るときに感じることを教えてください。(複数回答可)
- |                     |                     |                  |            |                 |                 |              |                  |           |
|---------------------|---------------------|------------------|------------|-----------------|-----------------|--------------|------------------|-----------|
| 1. 歩行者と自転車が分離できていない | 2. 自転車と自転車が分離できていない | 3. 路上駐車が多くて走りづらい | 4. 駐輪場が少ない | 5. 歩行者の飛び出しが危ない | 6. 特に不便さを感じていない | 7. 自転車では通らない | 8. 六間通り線を利用していない | 9. その他( ) |
|---------------------|---------------------|------------------|------------|-----------------|-----------------|--------------|------------------|-----------|

- 今後の六間通り線の道路環境整備に期待することを教えてください。(①～⑩について、1～5に○をつけてください)
- |                                        | 全く思わない | あまり思わない | どちらでもない | やや思う | とても思う |
|----------------------------------------|--------|---------|---------|------|-------|
| ① バリアフリー化による誰もが歩きやすい歩道空間の整備            | 1      | 2       | 3       | 4    | 5     |
| ② 安全に走行できる自転車通行環境の整備                   | 1      | 2       | 3       | 4    | 5     |
| ③ 街路樹などの緑化                             | 1      | 2       | 3       | 4    | 5     |
| ④ 無電柱化の整備                              | 1      | 2       | 3       | 4    | 5     |
| ⑤ 駐輪場の整備                               | 1      | 2       | 3       | 4    | 5     |
| ⑥ ベンチ・テーブル、テラス等休憩や滞留できるスペースの整備         | 1      | 2       | 3       | 4    | 5     |
| ⑦ 災害時等も安全に通行できる道路整備                    | 1      | 2       | 3       | 4    | 5     |
| ⑧ 自家用車で路上駐車スペースの整備                     | 1      | 2       | 3       | 4    | 5     |
| ⑨ 店舗向けに荷捌きできるスペースの整備                   | 1      | 2       | 3       | 4    | 5     |
| ⑩ 鉄道の遅延対策として、JR川口駅とSR川口元郷駅を結ぶ新たな交通網の導入 | 1      | 2       | 3       | 4    | 5     |
| バス停における屋根設置などのバス待ち環境の整備                | 1      | 2       | 3       | 4    | 5     |

### 問5. 六間通り線沿道のまちづくりについてお伺いします

- 六間通り線を居心地良く、歩きたくなるまちが空間とするため、どのようなまちづくりが必要であると思いますか(①～⑩について、1～5に○をつけてください)
- |                                    | 全く思わない | あまり思わない | どちらでもない | やや思う | とても思う |
|------------------------------------|--------|---------|---------|------|-------|
| ① 中高層建物の低層部や路面に店舗、カフェ、飲食店が賑わいのあるまち | 1      | 2       | 3       | 4    | 5     |
| ② 街並みのデザインが統一されたおしゃれなまち            | 1      | 2       | 3       | 4    | 5     |
| ③ 沿道に広場など人の交流や憩いの空間のあるまち           | 1      | 2       | 3       | 4    | 5     |
| ④ 路上や沿道でいつもイベントをやっている人が集まるまち       | 1      | 2       | 3       | 4    | 5     |
| ⑤ 低層の静かた暮らしやすい住宅が中心のまち             | 1      | 2       | 3       | 4    | 5     |
| ⑥ オフィスが集まる働きやすいまち                  | 1      | 2       | 3       | 4    | 5     |
| ⑦ 自然災害時に建物の倒壊や火災が起きにくいまち           | 1      | 2       | 3       | 4    | 5     |
| ⑧ 今のままだいい                          | 1      | 2       | 3       | 4    | 5     |

### 問6. その他、六間通り線沿道のまちづくりについてお伺いします

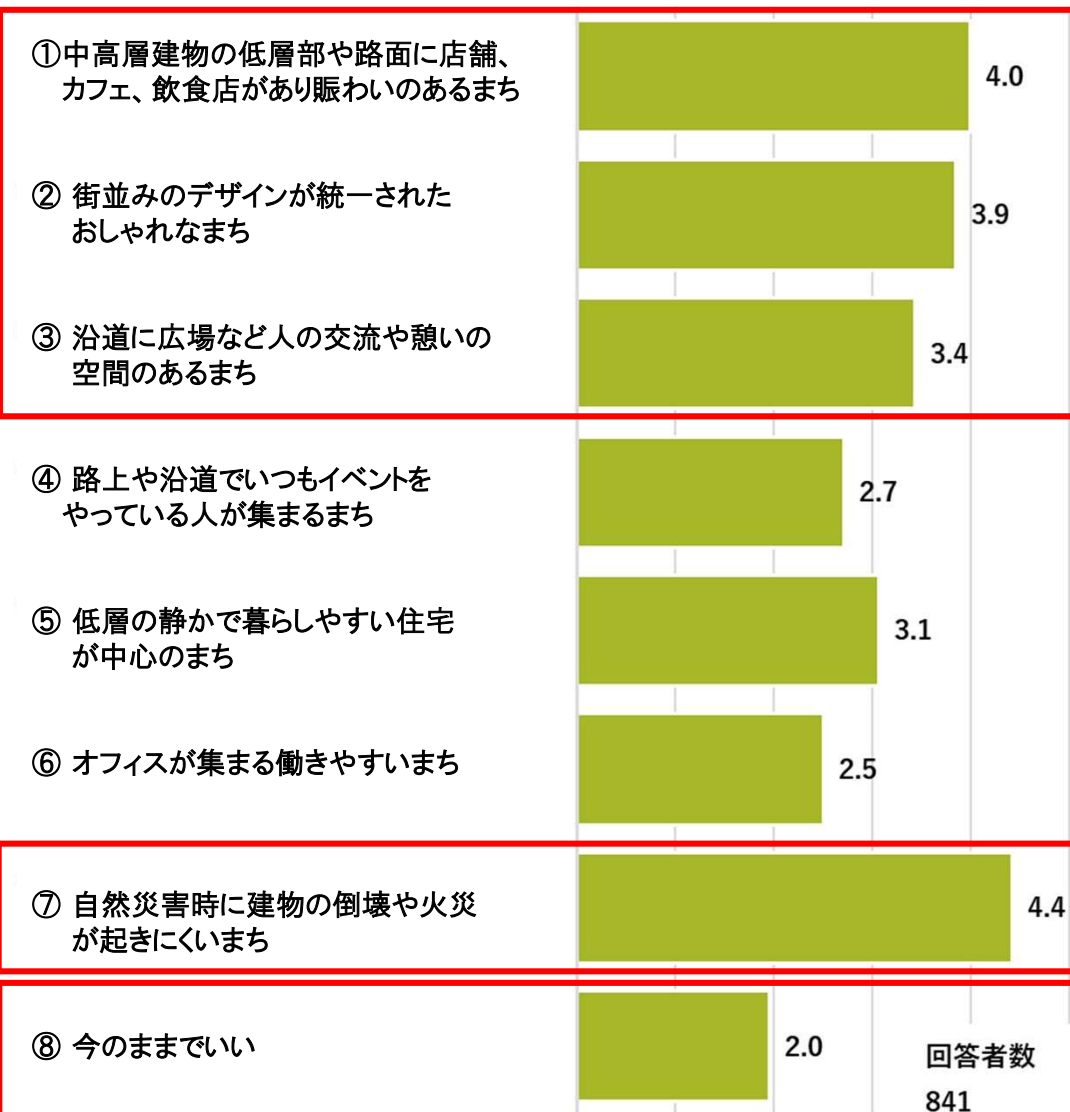
- 6-1 今後の六間通り線沿道のまちづくりについて、ご意見がございましたらご自由に記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。



## ◆アンケート調査結果

Q.六間通り線を「居心地が良く、歩きたくなるまちなか空間」とするため、どのようなまちづくりが必要だと思いますか。



■六間通り線を「居心地が良く、歩きたくなるまちなか」にするためのまちづくりについて（点数が高いほど必要性が高い）

「中高層建物の低層部や路面に店舗、カフェ、飲食店があり賑わいのあるまち」、「街並みのデザインが統一されたおしゃれなまち」、「沿道に広場など人の交流や憩いのある空間のあるまち」など、六間通り線沿道で時間を過ごしたくなる賑わい創出のためのまちづくりの必要性が高い。

「自然災害時に建物の倒壊や火災が起きにくいまち」といった、六間通り線沿道で安全性を確保するためのまちづくりの必要性が非常に高い。

「今のままでいい」が2.0ポイントと最も小さく、まちの変化が期待されている。

## ◆まちづくりの方向性

### 川口駅周辺まちづくりビジョンの位置付け

六間通り線機能・魅力向上プロジェクト

### 本地区の課題

- ① 街路の緑やオープンスペースが少なく魅力的な空間が不足
- ② 災害時の防災対策
- ③ 暫定的な土地利用が増加、低未利用地によるぎわいの低下
- ④ 統一感のないまちなみのデザイン

ビジョンの  
実現と  
課題の解決

### 都市計画の変更

- (1) 用途地域の変更
- (2) 特別工業地区の指定解除
- (3) 地区計画の指定
- (4) 準防火地域の指定



道路拡幅後の六間通り線端から25m以内の沿道を近隣商業地域に変更することにより、**本地区全体が近隣商業地域になります。**



- ◆本地区は、用途地域が近隣商業地域に変更になることで、**建ぺい率が80%、容積率が300%（※地区計画による要件を満たした場合）**に変更になります。

|      | 変更前         |             |
|------|-------------|-------------|
|      | ア 近隣商業地域    | イ 準工業地域     |
| 建ぺい率 | 80%         | <u>60%</u>  |
| 容積率  | <u>200%</u> | <u>200%</u> |



| 変更後      |
|----------|
| ウ 近隣商業地域 |
| 80%      |
| 300%※    |

※地区計画による要件を満たした場合

## ◆建築形態規制等

- ①斜線制限（道路・隣地・北側）は、用途地域の変更後も規制内容に変更はありません。  
 ②**日影規制**は、用途地域の変更により、**規制がなくなります**。

|       | 変更前                  |                     |
|-------|----------------------|---------------------|
|       | ア 近隣商業地域<br>(80/200) | イ 準工業地域<br>(60/200) |
| 対象建築物 | 高さ10m超               | 高さ10m超              |
| 測定面   | 4m                   | 4m                  |
| 規制時間  | 5時間・3時間              | 5時間・3時間             |



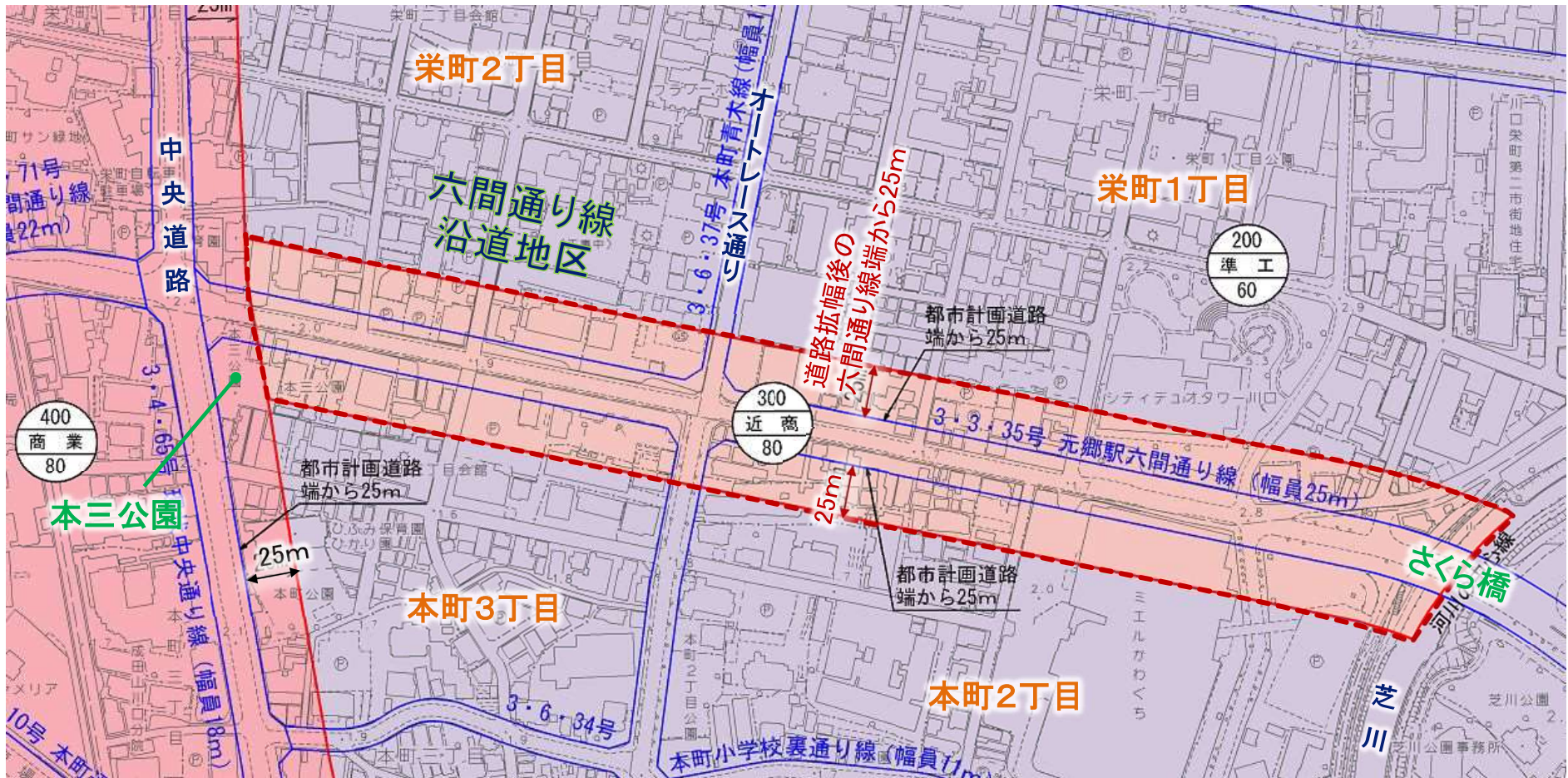
| 変更後                   |
|-----------------------|
| ウ 近隣商業地域<br>(80/300※) |
| 規制なし                  |
| —                     |
| —                     |

- 本地区の一部において、用途地域を準工業地域から近隣商業地域に変更することから、特別工業地区の指定を解除します。



## ◆地区計画を指定する区域等について

|         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 地区計画の名称 | 六間通り線沿道地区 地区計画                  |
| 対象区域    | 川口市本町2丁目、本町3丁目、栄町1丁目及び栄町2丁目の各一部 |
| 面 積     | 約 4.5 ha                        |



## 1. 地区計画の目標

本地区は、都市計画道路の整備に併せて、商業・業務などの生活サービス機能が連続する土地利用の誘導により、**賑わいの創出するとともに、防災性の向上や魅力的な沿道空間の形成**を目標とする。

## 2. 地区計画の方針

### ①土地利用の方針

都市計画道路の整備に併せて、立地特性を活かした商業・業務などの**生活サービス機能が連続する土地利用を誘導**する。

### ②建築物等の整備方針

都市計画道路の沿道において、生活サービス施設や沿道業務施設を充実させるとともに、**周辺の住環境と調和する沿道市街地環境を形成**する。



## ①建築物等の用途の制限

＜目的＞賑わいのある沿道空間の形成を図るため、  
これらの機能を損なう建築物等の用途の制限を定めます。

次に掲げる建築物は建築してはならない。

1. 建築基準法別表第2
  - ①(へ)項第5号
  - ②(と)項第3号
2. 床面積の合計が1,500㎡をこえる倉庫
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号及び第3号、第6項第2号から第6号、並びに同条第11項に掲げる営業に係るもの
4. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

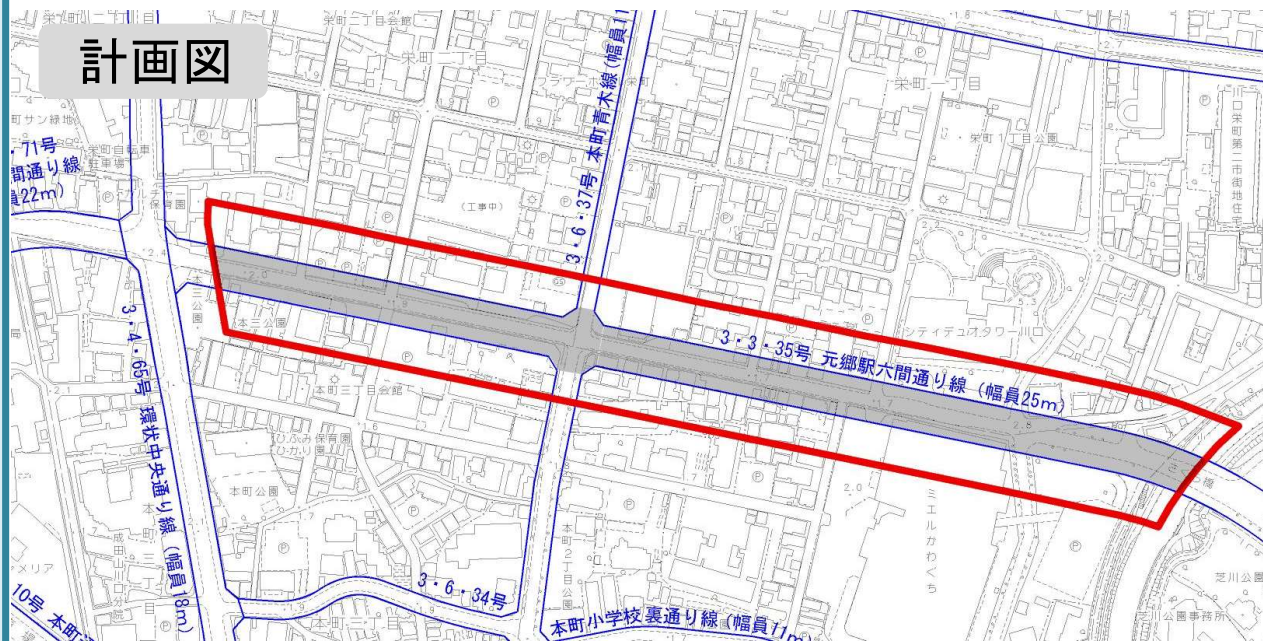
### ＜ 具体的には ＞

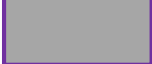
1. ①倉庫業を営む倉庫  
②住居の環境を害するおそれのある事業を営む工場 等
2. 大規模な倉庫
3. キャバクラ、低照度飲食店、ラブホテル、ナイトクラブなどの風俗営業の許可が必要な用途
4. 設備を設けて客に射幸心をそそる恐れのある遊技施設

## ②建築物の容積率の最高限度

＜目的＞賑わいの連続性に配慮し、**建築物の1階部分のうち六間通り線に面する部分に商業・業務等の生活サービス施設の導入を促進**するため、**建物の用途及び敷地の規模に応じた容積率の最高限度を定めます。**

計画図



 : ただし書きの  
六間通り線を示す

### ◆要件

1. 左の図(計画図)に示す六間通り線に4m以上接道し、かつ、敷地面積が200㎡以上の敷地
2. 建築物の1階部分のうち六間通り線に面する部分を、商業・業務等の生活サービス施設の用途に供するもの

容積率の最高限度は**200%**とする。

ただし、建築物の容積率の最高限度は、

次の要件すべてに該当する建築物については適用しない。(2つの要件を満たした場合300%になります)。



## ③建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

### <目的>

良好な都市景観の形成に資するものの誘導に努めるため、建築物等の形態又は意匠の制限を定めます。

1. 建築物等の色彩及び屋上から突出するエレベーター機械室、高架水槽等の建築設備等は、川口市景観計画に定める景観形成基準等に基づくものとする
2. 屋外広告物は、道路境界線を越えて設置してはならない

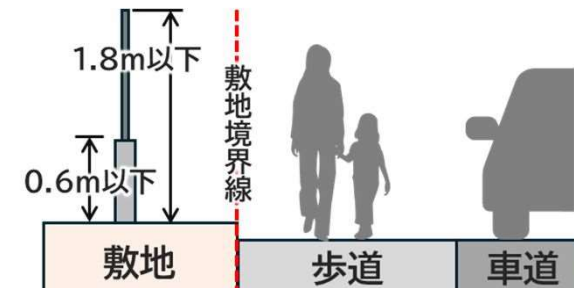
## ④かき又はさくの構造の制限

### <目的>

潤いある街並み形成や災害時の安全性の確保のため、かき又はさくの構造の制限を定めます。

道路に面する側にかき又はさくを設ける場合は、次のいずれかに該当するものとする。

1. 生け垣
2. フェンス、鉄柵等は透視可能なものとし、上面の高さは敷地地盤面から1.8m以下とする。また、基礎を構築する場合、基礎の高さを0.6m以下とする。



- ◆市街地の防災性の向上を図り、安全・安心なまちづくりを推進するため、**本地区の一部の区域に準防火地域を新たに指定**します。



現在、川口駅周辺などの商業・業務施設が建ち並ぶ多くの人が集まる地域において防火地域、駅周辺地域などの住宅等が分布している地域に準防火地域が指定されています。

また、その他の区域は建築基準法第22条区域に指定されています。



本地区の一部の区域について、**新たに準防火地域を指定**します。

**今回新たに  
準防火地域を指定**



◆都市計画変更により、本地区は、以下のような内容に変更を予定しています。

| 都市計画の種類              | 現在(変更前)                          | 変更後                                    |
|----------------------|----------------------------------|----------------------------------------|
| 4-1. 用途地域            | 近隣商業地域(80/200)<br>準工業地域 (60/200) | 近隣商業地域(80/300※)<br>※地区計画の要件を<br>満たした場合 |
| 4-2. 特別工業地区          | 準工業地域に指定あり                       | 近隣商業地域に<br>変更するため指定を解除                 |
| 4-3. 地区計画            | 指定なし                             | 六間通り線沿道地区<br>を指定                       |
| 4-4. 防火地域及び<br>準防火地域 | 準防火地域又は<br>一部の区域で22条区域           | 準防火地域                                  |

上図( / )内は、建ぺい率/容積率を示します。

川口市が都市計画法に基づいて行う手続き

令和6年度

令和7年度

令和8年度

3月

原案説明会

4月

地区計画原案の縦覧

6～7月

県知事との協議

【本日】

都市計画審議会

経過  
報告

9月頃

都市計画の変更案の縦覧

11月頃

都市計画審議会

諮問  
答申

4月頃

都市計画の変更告示

## ◆地区計画(原案)に対する縦覧、意見書の結果

縦覧期間 令和7年4月3日(木)～4月17日(木)

意見書受付期間 令和7年4月3日(木)～4月24日(木)

縦覧者 1名

意見書 1通



**六間通り線沿道地区に関わる都市計画変更における  
都市計画法第 16 条関係の報告について**

**○都市計画の変更に関する原案説明会**

|                    |                                                                                                                           |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【開催日時】<br>※計 6 回開催 | 令和 7 年 3 月 16 日(日)①10 時～、②13 時～、③15 時～<br>令和 7 年 3 月 21 日(金)④18 時 30 分～<br>令和 7 年 3 月 22 日(土)⑤13 時～、⑥15 時 30 分～           |
| 【開催場所】             | 中央ふれあい館 2 階 講座室 (川口市本町 4-5-26)                                                                                            |
| 【参加人数】             | 計 76 名(①27 名、②4 名、③3 名、④20 名、⑤11 名、⑥11 名)                                                                                 |
| 【主な質問及び意見内容】       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路元郷駅六間通り線の事業進捗について</li> <li>・都市計画の変更の目的について</li> <li>・地区計画の内容について</li> </ul> |

**○地区計画の原案縦覧・意見書提出**

|                             |                                                  |
|-----------------------------|--------------------------------------------------|
| 【縦覧期間】                      | 令和 7 年 4 月 3 日(木)～17 日(木)                        |
| 【意見書提出期間】                   | 令和 7 年 4 月 3 日(木)～24 日(木)                        |
| 【縦覧会場】                      | 鳩ヶ谷庁舎 5 階 都市計画課                                  |
| 【縦覧者数】                      | 計 1 名                                            |
| 【意見書件数】                     | 計 1 通                                            |
| 【縦覧時における縦覧者からの主な意見及び市の回答内容】 | <p>特になし</p> <p>【意見書内容要旨及び市の回答内容】<br/>資料 3 参照</p> |

## ■六間通り線沿道地区地区計画の原案に対する 意見書の内容と意見に対する本市の考え方

| 意見書の内容要旨                                                                                                                                                                                                    | 意見に対する本市の考え方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>建築物の容積率の最高限度について</p> <p>六間通り線沿道地区に土地を所有しており、現状は貸駐車場だが、将来的にはテナントビルを計画している。所有している土地の面積が180㎡のため、300%を適用するための要件のうち敷地面積200㎡以上を満たしていないことにより、200%に制限されてしまい、理想としている5階建ての余裕がある計画ができない。敷地面積200㎡以上という要件を緩めてほしい。</p> | <p>建築物の容積率の最高限度に係る敷地面積200㎡以上の要件につきましては、狭小な敷地上に建てられた中層建築物いわゆるペンシルビルの抑制や隣接する狭小な敷地同士の共同化を誘導するために条件を付加しています。</p> <p>ペンシルビルは、都市部の駅前や繁華街など、利便性の高い場所に建てられることが多く、収益性を上げ土地の利用効率を高めるために、容積率や建ぺい率の制限を最大限に活用し、敷地いっぱいに建築物を計画するものです。その反面、建物の過密となり住環境の悪化や景観上の圧迫感、避難経路の確保、防災面で課題があります。近年でも、同様のビルにおいて、逃げ遅れによる多数の死傷者を出すに至った事故が起こっています。</p> <p>敷地面積200㎡の規定については、市内の他の地区計画（東川口駅周辺地区、川口駅西口地区）でも、容積率を緩和する都市計画変更にあわせて、同様の数値を設定しています。</p> <p>したがって、本地区では、六間通り線沿道の200㎡以下の敷地について、ペンシルビルの抑制及び隣接する狭小な敷地同士の共同化を誘導するために条件を付加することとし、原案のとおり進めてまいります。</p> |